

関係団体の長 殿

大阪労働局労働基準部長
(公 印 省 略)

高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン
(エイジフレンドリーガイドライン) の周知について

労働安全衛生行政の運営につきましては、平素より格別の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

近年、労働災害による休業 4 日以上之死傷者数のうち、60 歳以上の労働者の占める割合が増加傾向にあり、また、労働者千人当たりの労働災害件数(千人率)をみると、男女ともに最小となる 25~29 歳と比べ、65~69 歳では男性で 2.0 倍、女性で 4.9 倍と相対的に高くなっています。

こうした中、厚生労働省では、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高年齢労働者の健康づくりを推進するために、令和 2 年 3 月 16 日に高年齢労働者を使用する又は使用しようとする事業者と労働者に取組が求められる事項を具体的に示した「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)を策定し、別添パンフレットを厚生労働省ホームページ(ホーム>政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>労働基準>安全・衛生>高年齢労働者の安全衛生対策について)に掲載しております。

つきましては、貴団体においても、このガイドラインの趣旨を御理解の上、パンフレットデータを活用するなどにより、貴団体傘下会員等への周知を図っていただき、高年齢労働者の労働災害を防止するため、各事業場の実情に応じた多様な取組が促進されますよう御協力のほどよろしくお願い申し上げます。